

令和4年8月30日

1. 出席議員

2番	高山	正信	14番	寺尾	高良
3番	青木	勉	15番	栗原	吉平
4番	川口	堅志	16番	三角	真弓
5番	橋本	正敏	17番	森	茂生
6番	田中	栄一	18番	栗山	徹雄
7番	堤	康幸	20番	川口	誠二
8番	高橋	信広	21番	松崎	辰義
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一
11番	萩尾	洋			

2. 欠席議員

1番	中島	信二	13番	大坪	久美子
12番	服部	良一			

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	坂田	智子
建	設	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総	務	秋山	勲
財	政	田中	和己
防	災	毛利	昭夫
人	権・同	古	家
共	同		浩
参	画		
推	進		
課	長		
福	祉	遠藤	宏樹
課	長		
子	育	末崎	聡
て	支		
援	課		
長			
介	護	栗山	哲也
長	寿		
課	長		
林	業	月足	和憲
振	興		
課	長		
学	校	郷田	純一
教	育		
課	長		
農	業	松藤	洋治
委	員		
会	事		
務	局		
長			

議事日程第3号

令和4年8月30日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 松 崎 辰 義 議員
- 2 三 角 真 弓 議員
- 3 牛 島 孝 之 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日の一般質問よろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。松崎辰義議員、三角真弓議員、牛島孝之議員要求の資料をタブレットに配信しております。

なお、1番中島信二議員、12番服部良一議員、13番大坪久美子議員からの欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。21番松崎辰義議員の質問を許します。

○21番（松崎辰義君）

皆さんおはようございます。日本共産党の松崎辰義です。私はさきの通告に基づき一般質問を行います。

まずは子どもたちの熱中症対策についてお伺いをいたします。

近年、学校における熱中症事故は毎年5,000件程度発生していると言われております。文

部科学省は、例年、都道府県教育委員会を通じて、全国の国立、公立、私立の小学校、中学校、高等学校に対し、熱中症事故防止について通知を出し、児童生徒の健康管理に向けた注意喚起を行うなど、学校における熱中症対策を推進しております。

こうした状況を踏まえ、一部の教育委員会では熱中症対策のマニュアルやガイドラインを作成しているようですが、八女市教育委員会では、マニュアル、またはガイドラインは作成してあるのでしょうか。あるとすれば、各学校に配付してあるのでしょうか。

次に、熱中症警戒アラートが気象庁より出されますが、この熱中症警戒アラートとはどのようなものなのか。また、この熱中症警戒アラートが出されたときの学校の対応はどのようにされているのでしょうか。また、暑さ指数測定器は各学校にあるのでしょうか。

次に、子どもたちの日傘についてお伺いします。

以前、子どもたちに日傘をプレゼントしたらどうかという話をしましたが、その後、日傘について検討はなされたのでしょうか。

次に、子どもたちの自転車通学におけるヘルメットについてであります。

最近はいろんなヘルメットが出回っております。少しでもこの暑さを緩和するために、穴開きのヘルメットを検討するべきではないでしょうか。穴開きのヘルメットがヘルメットの中の温度も低いというデータもあるようです。中学校の制服も来年度から新しくなります。この機会に通学用のヘルメットも検討すべきではないかと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

最後に、毎年暑さが増しております。これからの熱中症対策はますます重要性を増すと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

次に、同和行政についてお伺いをいたします。

令和2年に八女市人権・同和問題に対する市民意識調査が行われましたが、この意識調査の設問について疑問に思っています。これは以前、平成28年度意識調査があった折にも申しましたけれども、その当時の副市長は検討すると言われましたが、何も変わりませんでした。当時どのような検討がなされたのか、なぜ変わらなかったのか、説明をお願いします。

最後に、この意識調査の設問について今後どのように考えておられるのか、見解をお伺いします。

あとは質問席より順次質問をいたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問どうぞよろしくお願い申し上げます。

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、子どもたちの熱中症対策についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に同和行政について答弁をいたします。

同和行政についてでございます。

「八女市人権問題に対する市民意識調査」の設問のあり方についてでございます。

市民意識調査につきましては、5年ごとに実施し、調査結果を分析するために、設問は前回の調査内容に準拠したものとなっております。

なお、令和2年度の市民意識調査では、これまでの人権問題全般の設問において、新たな設問として平成28年に施行された障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法の3つの法律に関する設問と、性的少数者の人権に関する設問等を加えております。

今後の考え方についてでございます。

人権問題に関する市民意識調査につきましては、本市が取り組むべき人権・同和施策を推進していく基礎資料を得るために実施しているものでございます。この意識調査につきましては、今後も継続して実施をしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁を申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

1、子どもたちの熱中症対策についての御質問です。

まず、熱中症対策のマニュアルは作成してあるのか及び学校ごとにあるのかにつきましては、一括して答弁いたします。

熱中症対策につきましては、関係省庁から対策のポイント等が通知されておりますので、その通知にのっとり各学校ごとに対応マニュアルを作成し、職員間で共通理解を図っているところでございます。

次に、熱中症警戒アラートが発表された時の対応はどうしているのか及び暑さ指数（WBGT）測定装置はあるのかにつきましては、一括して答弁いたします。

熱中症警戒アラートが発表されたり、各学校に配付している測定装置により危険であると判断されたりする場合は、校内放送等で学校としての対応を教職員や児童生徒に知らせ、その徹底を図っているところでございます。

次に、子どもたちの日傘について検討されたのかとのお尋ねです。

熱中症対策としての日傘の活用につきましては、直射日光を避ける、身体的距離が取りやすいという利点がある反面、傘を持つ手が塞がる上に視野も狭くなる等の安全上の課題がございます。現段階では傘を活用することは熱中症対策の一つではありますが、全校児童への日傘の配付は考えておりません。

次に、通学用のヘルメットは穴開きのヘルメットを検討すべきではないかとお尋ねです。

通学用のヘルメットにつきましては、近年、穴開きのヘルメットを採用する私立や県立の学校が出てまいりました。

教育委員会としましても、通気性や熱中症との関わり等につきまして、中学校長会とも連携しながら研究をしてみたいと考えております。

次に、今後の考え方についてのお尋ねです。

熱中症対策につきましては、研究の進展とともに、関係省庁から出される通知も更新されております。教育委員会としましても、その通知にのっとり対応を更新し、各学校における熱中症対策が徹底されていくよう指導してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○21番（松崎辰義君）

まず、熱中症対策のマニュアルは作成してあるのかということで、関係省庁から対策のポイント等が通知されているので、その通知に沿って各学校ごとに対応マニュアルを策定しているということで、実は頂いたマニュアルというのがこれで（資料を示す）、これにも載っておりますが、これはどうしてもマニュアルとは思えないんですね。

それともう一つは、マニュアルは実は熱中症環境保健マニュアル2022というものを使っているということで、これを各学校に送付してあるものと理解しておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

マニュアルを作成する際に参考となるものにつきましては、議員が今おっしゃられた環境省から出ているものもございますし、スポーツ庁から出ている対応のマニュアル、マニュアルという名前ではございませんけれども、ガイドブックという名前なんですけれども、そういうものもありますので、そういうのは全て学校のほうに行っておりますので、そういうものを参考にして、それぞれの学校の校舎とか、備品とか、人数とかに応じてマニュアルを作成して共通理解を図っているということでございます。

○21番（松崎辰義君）

つまり、いろんな関係省庁から来たマニュアルを送付して、それで各学校でマニュアルをつくりなさいという指示とお聞きしますけれども、一番最初に言われたのが熱中症環境保健マニュアル2022ですね。これをインターネットで見ました。実に89ページもあるんですね。なかなかそれを全部見るのは大変だなと。ほかのも見ますけれども、大体似たり寄ったりというか、大体よく似たようなものなので、それはそれとしながら。

それから、改訂版とか来ていますかということで小学校にお尋ねしました。改訂版も来ています。実際にそれは見せてもらえませんでしたけれども、多分データで来ているんだからだろうと思っております。それを全部各職員にペーパーで配るとするのは大変だろうと思えますし、職員もそれぞれパソコンを持ってありますから、必要な人はそれからダウンロード

すればいいことだろうとは思うんですね。

ただ、89ページもある、それから、改訂版も見ましたけれども、改訂版も54ページ。これの中でマニュアルをつくるというのは非常に大変な仕事だろうと思えますけれども、各学校ごとに全部マニュアルはつくってありますか。それは確認しましたか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

各学校の作成するマニュアルにつきましては、熱中症対策のマニュアルとして独立してあるものではなくて、事故防止対応マニュアルの中の一つとして熱中症対応のマニュアルを作成して、職員の間でそれを共通理解して臨むようにということで指示を出しておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

事故が起きたときの対応とかということだろうと思えますけれども、私はたまたま学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引というものをちょうどインターネットで見つけて、これを見ましたけど、（資料を示す）これは御存じですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

存じ上げております。

○21番（松崎辰義君）

手引をつくる上で非常にこれは有効だなと思いましたが、それも多分送っておられるかもしれませんが、まず最初に言われたのは熱中症環境保健マニュアル2022です。つまり、これも送られたかもしれませんが、メインはどうしてもその熱中症環境保健マニュアル2022というものになってしまうのかなど。もちろんいろいろ送られてはいると思いますが、あまり送られると、どれを採用して、どれを基にマニュアルをつくるのかということも非常に大変な作業だろうと思えます。ですから、そこら辺は十分厳選して送られる必要があったんじゃないかと思えますけれども、その点はどのようにお考えか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

たくさんのマニュアル、マニュアルという名前がついているものは議員に御紹介しました環境省から出ているものにマニュアルと名前がついているということで御紹介をしているわけですが、ほかの省から出ているものにつきましてはガイドブックという名前がついていたり、ガイドライン作成の手引という名前になっていたりということで、いろんな名前がついております。ただ、スポーツ庁から出ているハンドブックというのがまたあるんですけれども、それに具体的な手順というのが書いてあります。図に表して、フロー図

ではないんですけれども、まず、意識確認をして、意識がなければ119番にすぐ通報しますと、意識があれば住所とかいろんな確認事項をして、大丈夫かなというのであれば日陰に移したり、保健室に移したりして対応して、水分補給をさせなさいというのがあり、既に出ておりますので、多分ほかの全ての学校はそういうのが基準というか、一つの基本になってマニュアルを作成しているものと思っております。

ただし、学校によって気づいて保健室に運ぶまでのルートでありますとか、距離、連絡する手段、いろいろ条件が異なりますので、学校ごとでない共通理解をする上で作成が難しいということで各学校でつくっているということでございます。

○21番（松崎辰義君）

一応学校ごとにしてあるものだと思いますということですから、要は学校ごとにちゃんとできているのかどうか。そして、それが教職員の共通理解としてなっているのかというところが非常に大事なところだろうと思います。ですから、それは各学校にちゃんと確認しましたか。

○学校教育課長（郷田純一君）

各学校、作成しております。

○21番（松崎辰義君）

後で結構ですので、各学校のガイドラインというか、各学校のマニュアルを全て見せていただきたいと、出していただきたいと思っております。

それで、ここの中で熱中症警戒アラートが出されたときの対応は、学校に配付してある測定装置で危険であると判断する場合には、校内放送で学校としての対応を教職員、児童生徒に連絡をして、その徹底を図る。私も小学校に行ってお聞きしました。このアラートが出た場合は、校長先生、教頭先生が話し合っただけでどうするのかということで、例えば、体育の授業は今日は休みますとか、プールは30分間だけしますとか時間も決めて、そのアラートの具合だろうと思いますけれども、それを調査した結果で校内放送によって全員に知らせることを徹底してあるようです。ですから、事前にそういうのはやりますと。生徒たちにも、先生たちにも事前に分かるようにはなっているようですけれども、この装置ですね、各学校ごとにあるということですので、装置で測る場合、どういうときにどういうところで測るように指導されていますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

熱中症アラートの出る出ないにかかわらず、その測定器を使って外できちんと測って、そして、その度数を見て、そして、31度以上であれば危険ということですから、学校の行事等についてはきちんと判断するという経路で考えております。

○21番（松崎辰義君）

そうですね。これを読んでも、特に行事がある場合、体育があるなら、事前に測る、中学校であれば、部活があれば、部活前に部活をするところのやつを測るために携帯用の装置を買っておられるんだろうと思いますし、そこはお聞きしましたけれども、徹底してそういうことはやられているようです。

ちょっと気になるのが、さっきも課長が言われたように、警戒アラートが出ていようが出ていまいが、やっぱりきちんと測るといことが建前のようです。だから、毎日そのことは生徒たちが登校してくる以上はされているんだろうとは理解をしておりますが、ここの中に記録をつけると書かれておりますが、各学校は全部記録は取ってあるんでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

記録までは確認をしております。記録を取るようと校長会等で確認はしておりますけれども、実際記録に取られているかどうかの確認はしていません。

○21番（松崎辰義君）

記録を取るよという指導はしていると、しかし、確認はしていないということです。指導はしているのに、確認をしていないというのはどういう理由ですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

指導したわけですから、書いてもらっているものと思っっているということでございます。

○21番（松崎辰義君）

よく聞こえませんでしたけれども、やっぱり記録を取るよことの大事さというのがあるんだろうと思います。私も記録まで取るんだというのはこれを読んでから初めて知りましたけれども、ぜひこの記録を取るよに、せつかくこういうものをつくって、そしてまた、指導もしてありますので、記録をちゃんと取っているかどうかの確認はぜひやっていただきたいと思います。

一番大事なのは全教職員で熱中症とその予防について共通理解を図るよということで、共通理解をどのように図るのか。例えば、これは手引なんですけれども、さっき言いました学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引、共通理解を図るためにどのような指導をされていますか。それともう一つは、学校側はそのためにどういうことをされていますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

まず、体制整備のポイントよということで御説明をしたいと思っんですけれども、まず、共通理解につきましては、暑くなる前の段階で研修会等を実施して、先ほどの熱中症になった場合の対応であるとか、そういうものについて確認をするとしております。ほかにポイントとして大事にしておりますのが、これはそのときの本人の体調とか、そういうのが物すごく

この熱中症に対応する際の大事なポイントになってきますので、まず、学級担任のほうで、子どもたち自らが危険を察知して、そして、安全確保の行動が取れる子どもにするように日々指導するということとか、それとか、気兼ねなく体調が悪くなったときには申し出る、そういう学校文化と申しますか、そういうものを醸成する、そういうことが大事な体制づくりのポイントじゃないかなと思います。子どもたち自身も熱中症を学校から出さないための情報提供を含め大事な役割を担ってもらって、学校全体で熱中症対応をしていくことで確認しておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

今言われたことは本当に大事だろうと思っています。まずは自分自身が一番分かりますからね。ただ、子どもですから、それが何なのか分からない場合もあるんですよね。私もでしたけれども、最初になったときは何か気分が悪いなというのだけは分かるんですが、熱中症だとは思いませんでした。熱中症だというのが1回なって、それから用心するようになりましたけれども、なかなか最初は分かりづらいんじゃないかなと思っておりますので、そういう子どもたち、自分から言い出すということを教育していくのは非常に大事なことだろうと思います。暑くなる前に研修会と言われましたが、研修会はどのような形で各学校ごとにあるのか、教育委員会のほうでされるのか、各学校ごとでしてあるのか、どういう形で研修会をされているのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

通常であれば、職員会議という形で行われているということでございます。

○21番（松崎辰義君）

ということは、そのために研修を行うということよりも、職員会議の中で共通理解を図る、これを議題に必ず上げて共通理解を図ると理解していいということですね。それも大事なことだろうと思いますので、ぜひそういうふうに進めていただくようお願いをしたいと思います。

それから、記録を取っているかどうかはまだ分からないということでしたので、ぜひ記録を取るように指導を今後お願いしたいと思います。

子どもたちの日傘についてはさっき答弁がありましたけれども、私も近くの小学校でお聞きしましたところ、五、六名の生徒が傘を差してくる、それも、どうも日傘ではないようだ、雨傘。それでも日陰ができますからね。私は交通指導員もしていますので、立つんですが、この間はちょうど傘を差して通っている子がいました。日傘かどうかちょっと分からなかったんですけども、ああ、やっぱりこういうふうに傘を差していく子もおるんだなと。それから、ほとんど帽子ですね。帽子をかぶっておりますので、本当に日傘までの必要

性というのが、私もいろんなところを見る限り、今必要なのかというのは私も少し疑問に思うようになりましたので。ただ、必要になるようなことがあるかもしれない、このまま暑くなっていけばですね。ですから、ぜひそのことも考えながら、日傘の活用というのは、一つは子どもたちは自分だけ差すのはどうも嫌なようですね。そして、日傘を差している子は女の子です。男の子はやっぱり差したがるんじゃないだろうと思います。遊びたい盛りで邪魔になるとか、いろいろあると思うんですけども、今後は必要になる可能性もあると思いますので、その点は十分注意をしながら指導に当たっていただきたいなと思っております。

それから次に、ヘルメットのことですけれども、さっき中学校長会とも連携しながら研究をしていきたいということで、実は最近、私立の学校の生徒たちが穴開きのヘルメットをかぶっております。普通の中学生在がかぶっているヘルメットと比べたら、私の主観ですので、それよりはかっこいいなと思いました。格好がどうのこうのやないですけども、やっぱりいろいろ調べてみますと、穴開きのほうが空気が通って涼しいというデータもあるようですので、ぜひそういうところも研究してですね。それと、やっぱり値段ですね。値段が物すごく高ければ、やっぱり保護者にとっては大きな負担になりますので。ただ、私もネットでしか調べておりませんが、そんなに変わらないような気がするんですね。そして、やはり軽いんです。ちょっと軽いんですね。軽いというのは中学生の子どもたちにとって頭は大事です。そして、重さが乗っかるというのはそんなに感じないかもしれないけれども、やっぱり負担にはなっているんだと思います。頭を支えているだけで相当な力だと言われますからね。ですから、ぜひそういう部分では、よかったら今から検討すれば、新学期辺りにそういうこともできるんじゃないかと思いますが、前向きに検討していただけますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

穴開きのヘルメットにつきましては、通気性がいいというメリットがある反面、穴が開いておりますので、雨が降ったときにぬれるというデメリットも同時に持ち合わせていると考えております。

ただ、これだけ暑くなりますと、それはそれで一つの十分検討する価値があると私どもも考えておりますので、既に夏休みの中学校の校長会の場でぜひ検討していただきたいということで申し上げます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

雨のことを言われましたが、私もちょっと見たら、穴開きでも雨が入らないような仕組み、パンフレットですから、激しい雨のときはよく分かりませんが、一応入らないような仕組みにはなっているようですので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思っております。

それから、大体毎年暑さが増しているように、今年は6月から暑かったですよね。暑い期間が長くなる、そういうときですので、非常に私は今後の考え方というのは大事だろうと思いますので、さっき言われた各学校のマニュアル、対策というものが具体的にどういうものなのか、やはり私はきちんと確認をして、そして、各学校への対応というのをやっていただきたい。通知なんかも見ますと、毎年更新されているようですね。さっきのマニュアル、それから、ガイドラインとかを見ると、大体新しいのが毎年出ているようですので、そういうものをするのと。

さっきの熱中症環境保健マニュアル2022、89ページもあるものを送ってもそれを読みこなすというのは実際に学校現場においてはなかなか難しいものだろうと思います。ですから、よければ、教育委員会のほうで簡単なものをつくって、そういうものをぜひ各学校に配付するという手だても取ってほしいと私は思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

先ほど私が申し上げましたように、学校ごとの校舎であるとか、備品であるとか、人数であるとか、条件が全く異なりますので、一律のものというのがなかなか難しい。基本の形については、先ほど申し上げましたように、既に出ておりますので、それにのっとって各学校で配置なりしていただく形で進めさせていただきたいと思っております。

○21番（松崎辰義君）

基本のものは送っておるということで、送っておる基本のものというのはどういうものなのか、何ページあるものなのか、先生たちが簡単に読めるものなのか、言われることはよく分かるんですね、広い地域で高低差も随分ありますから、各学校で違うけれども、私が今まで聞いた中では、こういう何十ページもあるようなものを送ってもそれはなかなか共通理解ができないのではないかと。それを基につくるということ自体が大変な作業になってくるのではないかなと思うので、簡単なそういったものをつくって、それから、各学校でつくっていただくような形にした方がいいのではないかと思います、その点どうでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

先ほど私が申し上げた基本的な意識障がいの有無であるとか、そういうものにつきまして、スポーツ事故対応ハンドブックの中でA4一枚の横の資料がありますので、それを基本として各学校は考えているということでございます。

○21番（松崎辰義君）

なかなか資料請求の仕方が悪かったんであらうと思います。そういうものがあるのであれば、ぜひそういうものを出していただいて。

それから、各教育委員会はいろんなところが各学校に対してやっぱり出しているんですよ

ね。9ページ、10ページ、4ページとか、それぐらいのところですが、県単位で出しているところもあります、県単位で出すところは非常に長くなっておりますけれども。そういうところのやり取りと、そして、さっきも言いましたけれども、確認ですね。いわゆる学校でこういうことをやっていますかと。

だから、これをマニュアルで頂いたときにちょっと意味が分からなかったんですね。これは学校で使うものじゃないだろうと思ったんですけども、後でまた結構ですので、そのA4一枚のやつも頂いて、そういう進め方についてはぜひ今後も学校と連携を取りながら進めていくことを要望して次に行かせていただきます。

次に、同和行政についてですけれども、実は長くなるので登壇しては申し上げなかったんですけども、これは平成28年の意識調査の結果報告書です。以前、これを基に質問したときに、内容は大体5年後の今もそんなに、表現の仕方はちょっと違いますけれども、ほとんど一緒です。今度の令和2年のやつから例に出しながら進めていきますけれども、問い13に同和地区住民の人権に関する事で特に問題であると思うもの全てに丸をつけてくださいということで9つあります。

1番目に、結婚に際して周囲の理解が得られない場合があること。2番目に、就職に際して不利な取扱いを受ける場合があること。3番目に、仕事をする上で不利な取扱いを受ける場合があること。4番目に、地域社会の付き合いの中で不公平な取扱いを受ける場合があること。5番目に、同和地区住民全体を誹謗中傷する発言や落書きがあること。6番目に、土地や住居等の取引の中で同和地区かどうかを調べたりすること。7番目に、インターネット上に部落差別を助長するような情報や書き込みがあること。8番目、その他。9番目に、特に問題と思うことはないと書かれております。

一番多いのはやっぱり結婚に際して周囲の理解が得られない場合があるということで53.6%。次に、就職に際して不利な取扱いを受ける場合があること41.1%です。これは大体ずっと過去を見ましても順位も、パーセントはずっとそのときそのときで違いますけれども、変わらないようです。

そのとき言ったのは、結婚に際して周囲の理解が得られないことということで、こういう状況があるというのを皆さん本当に知ってあるのかどうか。だから、こういうことで、ああ、こういう差別が行われているんだな、こういう差別が残っているんだなと思いはしないか。いわゆるこういうことで誘導してしまっているのではないか。だから、設問に問題があるんじゃないか、変えるべきじゃないでしょうかということを申し上げました。まだコロナがはやる前でしたので、ちょうどそのとき私の所属している地域人権連という全国大会が愛知でありまして、そこに行って、この問題を手を挙げて、こういうことが八女であって、これは問題だと思いと申し上げました。ただ、この設問というのをどうしたらいいか、自分には分

からない、よかったら、皆さんのお知恵を借りたいということで発言をしたら、これは2名ぐらい発言がありまして、自分のところでもそういう問題があって、これはおかしいということで、そういう話を聞いたことがあるかという質問に変えたと、結婚に際してこういうことがあるという話を聞いたことがあるかということで問いを変えたら、聞いたことがあるという人は随分減ったと。

いわゆる、これでややもすれば行政がこういう差別を助長している、そういう方向に引っ張っているんじゃないかという問題。それで、これは設問を考えるべきじゃないかということで、当時の副市長が検討しますと言われましたが、何も変わりませんでした。そのときどういふ検討がされてきたのか、この問題について何かそういったことが論議されたのかどうか、お願いします。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今の設問でございます。まず、この問い13の問いかけ、設問の仕方、言葉的なものですね、こちらのことについてですけれども、私どもとしては、市民の方々がどう体験されたかということの部分ではなく、どのような考え方をされておるかということをお聞きしたところでございます。

議員おっしゃられたように、前回の調査のときからどのような検討がされたかということでございますけれども、今までの検証という部分もありますので、ある程度同じような設問の仕方をさせていただいておるところでございます。統計的なところのパーセントの推移とか、そこら辺も重要ですし、設問によっては新しい部分も含めさせていただいておりますので、このようなことで考慮していきたいとも思っているところでございます。

○21番（松崎辰義君）

聞こえたのは同じような設問をさせていただいているというところで、この設問に対して検討しますということでしたので、まず、検討はされたのかどうか、どういう論議がされたのか、そして、また同じ質問になったのか、そこのところはもうひとつははっきり私は分からないんですね。

簡単ではないとは思いますが。でも、実際にそういう設問に変えてみたというところもあるということですので、そういうことは各いろんなところを調べれば分かると思うんですよね。だから、そういう調査もされたのかどうか。こういうものを変えるというのはなかなか難しいだろうから、そういうところをきちんと調べて、ぜひ検討もしてみてくださいということでお願いします。そういう調査をまずされたのか、その上で検討をされたのか、そのことだけちょっとお願いします。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

設問について検討は毎回というか、先ほどの文言的なものの検討はしておるところでございます。

最終的には、先ほど申しましたように、設問の流れ、前回からの分というものも重要視しておりますので、そういったものと同じような設問の仕方を今回はさせていただいたところでございます。

〇21番（松崎辰義君）

検討はしたと、同じような流れでなったということで、それは分かりましたが、さっき言いましたように、じゃ、そういうところのほかのところの調査はされたのか、そして、検討したときの議事録はあるのかどうか、お願いします。

〇人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えします。

調査までには至っておりません。また、議事録等も残ってはおりません。

以上でございます。

〇21番（松崎辰義君）

私が最初にも言いましたように、非常に難しいデリケートな問題でもあると思っておりますから、しっかり調査をする、どこどこの自治体だったのか聞いてくればよかったと思ったんですね、そこまでそのときは頭が回らなくて。その後、コロナになって全国大会は開かれておりませんので、あいにくそういった人たちと会うことができていけませんので、なかなかそれを聞くことはできずにありますけれども、その調査、そして、議事録、どういう検討をしたのか、なぜそういうところに落ち着いたのか、どういう議論を重ねてきたのかというのが一番大事なところだろうと思うんですね。大体行政の中においていろんな会議の中においての議事録を取っていないということは最もいけないことだと私は思っています。というのは、やっぱりその積み重ねで、政治も、八女市の行く末も変わってくるわけですから、その議事録というものがいかに大事なもののなか。

私は水害のときに言われました。これはちゃんと記録に取っておかなくちゃいけないと。これが役に立つんだから、記録を取らないということは、いわゆる政治放棄といえますか、放棄しているのと一緒にだということを言われたことがありますけれども、本当に記録というのが行政において非常に大事なことだと思っております。

ところが、その議事録もない。検討しても何の意味もないでしょう。行政はずっと人は替わっていきます、替わっていくから、要は検討したことをきちんと伝えていかなければならない、きちんと伝えるためには議事録が要るんです。そのことは私が言わなくても、あなたたちが一番よく知っていることですよ。でも、それをやっていない。ここに問題があると

思っております。

ですから、どうか今後はそういった問題についてきちんと調査もする、議事録も取っておく、このことが大事だと思いますが、この点について最後に市長のお考えをお願いします。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

議員おっしゃるように、議事録については基本的なことです。当然記録をきちっと整理をして残して、次の機会にまたそれを活用していく。おっしゃるように、行政は常に異動がございますから、そういう点ではしっかり考えていかなきゃいかんだろうと思っています。

○21番（松崎辰義君）

特にこういう人権問題に関してはいろいろな動きがある中で一つ一つを大事にしていく、そのためにはいろいろな議論をすることと併せて議事録をきちんと残しながら、どういう議論の上にやってきたのか、さらにどういう議論を重ねていかなければならないのか、これについてはしっかり議論と、そして、議事録と、そういう指導をしていただくことをお願いしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

21番松崎辰義議員の質問を終わります。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時 休憩
午前11時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

16番三角真弓議員の質問を許します。

○16番（三角真弓君）

皆様、大変にお疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。

では、さきの通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

最初は、子ども・子育て支援についてであります。

我が国の出生率は、6年連続で過去最少を更新し、少子化対策は待ったなしの課題です。国は、子育て、教育は少子高齢化の中で柱となる重要な政策課題だと子育て応援トータルプランを年内にも策定し、具体化していく予定です。また、子ども政策の司令塔となるこども家庭庁の設置法がさきの通常国会で成立し、来年4月には首相直属の庁として創設をされます。あわせて、子どもの権利の保障を明記したこども基本法も成立をいたしました。このような流れの中で、本市といたしましても第2期八女市子どもの貧困対策推進計画が策定されました。この計画の基本理念は、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず心豊かに、

共に支えあい、子どもたちが夢と希望をもてる、優しいまちづくり」とあります。コロナ禍により経済的困窮の問題はより浮き彫りになりました。

以上のような観点から、本市における、1、子どもの貧困や虐待の現状は、2、ヤングケアラーの実態は、3、関係機関ごとの情報共有の現状と課題は、4、今後関係機関ごとにデータベース化して支援を図る考えはあるのか、以上4つの点についてお尋ねをいたします。

次に、防災対策についてであります。

本年、線状降水帯により長崎県対馬市では1時間に110ミリの記録的な大雨を観測、その後は埼玉や東北地方等々、豪雨により全国的にも大きな被害をもたらしました。こうした自然災害から住民の安全を守るため、自力で避難することが難しい障がい者や高齢者を対象に個別避難計画を作成する自治体が増えていますが、これは2021年5月に改正された災害対策基本法で自治体の努力義務となっています。きめ細やかな支援体制を整える取組に対し、7割の自治体を作成を進めていますが、本市の現状をお尋ねいたします。

また、今年の夏は異常な気象、極端な状況と言われ、6月下旬には梅雨が明け、猛暑となりました。このような温暖化による避難所へのエアコンの設置は喫緊の課題だと思われま。今後どう対応されるのか、お尋ねをいたします。

最後は、男性トイレにサニタリーボックス、汚物入れの設置をについてお尋ねをいたします。

日本トイレ協会が2月に実施したアンケートによれば、尿漏れパットや紙パンツを使う男性の7割が捨てる場所がなくて困っていたと答えています。このような状況に対して本市といたしましては、サニタリーボックスの設置に対してどのように取り組んであるのかをお尋ねいたします。

あとは質問席にて順次質問させていただきます。明確なる答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、子ども・子育て支援についてでございます。

子どもの貧困や虐待の現状はというお尋ねでございます。

子どもの貧困に関しましては、第2期八女市子どもの貧困対策推進計画の策定に当たり、令和2年度に実施した子育て世帯へのアンケートで相対的貧困世帯の割合が20.4%という調査結果となっております。

また、児童虐待の現状といたしましては、令和3年度に八女市こども相談室で対応した事案のうち、108件が虐待対応件数となっております。

次に、ヤングケアラーの実態はというお尋ねでございます。

ヤングケアラーにつきましては、法令上の定義はありませんが、一般的に大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもと解されています。

令和2年度に中高校生を対象に実施された全国調査におきましては、世話をしている家族がいると回答した中学生は5.7%、全日制高校では4.1%という結果となっており、そのうち日常生活には影響がないと回答した子どもは58%余りで、残りの42%は自分の時間に制約があると回答しています。

次に、関係機関の情報共有は出来ているのかという御質問でございます。学校教育課・子育て支援課・福祉課・子ども相談室あおいたり・社会福祉協議会等々でございます。

支援を必要とする子どもの情報につきましては、本年度から運用を開始した子ども家庭総合支援拠点事業において、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を毎月定例的に開催しており、関係機関での情報共有と連携した支援体制の構築に努めています。

次に、今後関係機関とデータベース化をして支援を図る考えはという御質問でございます。

国は、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの一体的運用を進めています。これは、児童福祉と母子保健がそれぞれに管理している情報を一元化することで、妊娠期からの切れ目のない支援の構築を目的としたもので、八女市においても検討を進めているところです。

その他関係機関との情報のデータベース化につきましては、個人情報保護の観点からどこまで共有できるか、研究する必要があると考えております。

次に、災害対策についてでございます。

まず、災害弱者（高齢者・障がい者）への「個別避難計画」の作成はという御質問でございます。

災害時において、自力で適切な行動を取ることができないなどの、いわゆる災害弱者、要配慮者につきましては、避難行動要支援者名簿を作成し、対象者の支援に努めております。また、避難行動要支援者名簿に登録されている方を対象に個別避難計画を作成しております。登録された方の情報は、行政区長及び民生委員児童委員で共有し、災害発生時や災害が予見される場合には、安全に避難するための支援情報として活用していただいております。

次に、温暖化による避難所へのエアコン設置はというお尋ねでございます。

災害時の避難生活において、避難所を開設する際の熱中症予防対策は重要な課題であると認識をしております。市が開設する避難所は公共施設を利用しており、その中でエアコンが設置されている施設は一部となっております。その対策として、エアコンが未設置の箇所につきましてはスポットクーラー及び大型扇風機を整備しておりますので、避難所運営時にはそれらの備品を活用することとしております。

次に、サンタリーボックスの設置について（男性用トイレに）でございます。

公共の施設への設置はということでございます。

公共の施設へのサンタリーボックスの設置につきましては、近年、男性トイレにおいても病気や高齢の方で利用される状況がございますので、本年5月に本庁、各支所の庁舎の男性用個室トイレに設置を行っておりますが、そのほかの公共施設での設置につきましても、施設ごとに利用者の状況に合わせ、必要な箇所には設置していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○16番（三角真弓君）

子ども・子育てについて最初にお尋ねをいたします。

直近では、平成30年6月、平成30年12月、そして、令和3年6月、令和3年12月に子ども、子育てに対する質問をさせていただいております。

今回、子どもの貧困や虐待ということで、過去にも同じようなことを質問してきた経過があると存じておりますけれども、特にコロナ禍によって、今この貧困、また、虐待が非常に浮き彫りになったということで、特にSDGs、持続可能な開発目標の目標1が貧困をなくそうとなっております。今、世界を見ましても、このコロナ禍、特にパンデミックになりました2020年で、全世界で約9,000万人以上の絶対的貧困の状況に置かれた方が増えたと言われております。この絶対的貧困というのは、1日、日本円にして250円ほどしか使えない状況のことで、全世界で約7億人、そのうち半数が18歳未満の子どもたちだと言われ、結果を申しますと、人類の11人に1人、子どもだけだと6人に1人がこの絶対的貧困で苦しんでいるという現状であります。

そういった中で、全世界の約1割というのが絶対的貧困ということになりますけど、では、日本ではどうかと申しますと、1か月を約100千円以下で暮らさなければならない状況、これは相対的貧困といいますけれども、これが全人口の15.4%にまで広がっております。これは6人に1人の方が今、日本では相対的貧困の状況に置かれている。1か月100千円以下の生活を強いられている。これはコロナ禍によって招いた現状だと思っております。

このように、経済的に衰弱した家庭に特に集中して困難を生み、ひとり親家庭だけではなくて、2人親家庭であっても厳しい状況であると言われております。この2人親でも7割は子どもの貧困であると見られております。

では、本市といたしましては、先ほど市長答弁にありましたように、八女市子どもの貧困対策推進計画の概要版というのが議会のほうに提出をなされておりますけれども、ひとり親世帯の等価可処分所得、要するに手取りの年収が1,053千円、こういう状態の方が八女市にいらっしゃいます。これは国の定義する相対的貧困の境界の1,267千円を大幅に下回る状況になっております。

八女市のひとり親の93%の母子世帯が相対的貧困になっているということですが、

この世帯数というのは何世帯ぐらいになっているのかをお尋ねいたします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

母子・父子世帯数の推移でございますけれども、国勢調査におきまして八女市の世帯数は、平成7年時点で1,436世帯でございました。平成27年になりますと2,335世帯、この20年間で約1.63倍に増加しているという傾向でございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

本市の相対的な貧困世帯というのが全体の20.4%となっておりますけど、世帯にしてどのくらいの世帯、これは分かれば、ひとり親と2人親世帯でどのくらいの相対的貧困世帯があるのかというのをお願いしたいと思います。分かる範囲でいいです。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

今回、相対的貧困世帯というものは、先ほど答弁の中でもありましたように、令和3年に実施をしましたアンケート調査から出てきているものでございます。

今回のアンケートにつきましては、子どもにつきましては5年生、それから、中学生につきましては2年生、それから、保護者と世帯を対象に実施をいたしております。この調査をいたしました世帯の中での傾向、パーセントでございますので、これを一律に全体に引き直して件数というものは出せませんけれども、パーセントとしては先ほどありましたように20.4%が八女市の相対的貧困のパーセントという理解をしているところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

世帯は分からないということでもありますけど、この計画の基本施策4の経済的支援というところに「過去1年で公共料金の不払いを経験したひとり親世帯は、電気料金、水道料金で、ともに9.3%、ガス料金で11.6%となっており、ひとり親世帯全体の1割前後であることがわかります。」と書かれております。要するに、ひとり親世帯の中で公共料金を払えないような貧困の状態になっておられる家庭がこれだけいらっしゃる。約1割ということです。

そのように、経済的に非常に逼迫した現状になっているということでもありますけど、こういうことに対しまして、今、子育て支援課としては、この計画を基にどのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

子育て世帯、特に今御質問いただきましたように、ひとり親世帯につきましては、近年の

コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的にも非常に大きな影響を受けられていると感じているところでございます。

これまでの状況を受けまして、これまで国の施策でもございますけれども、特別定額給付金でありますとか子育て世帯臨時特別給付金、ひとり親世帯特別給付金、八女市におきましては子育て世帯応援金など、様々な支援施策の実施を行ってきているものでございます。これにつきましては、一定の下支えになっていると考えております。

今後も子育て世帯の支援につきましては各関係機関と情報の共有をしながら、必要な施策、それから、必要な支援を実施していく必要があると考えております。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

過去の質問でも私議場で申しましたように、社会福祉協議会がやっています緊急小口資金とか総合支援資金とかいうものに対するの市民の方々の借入れが非常に増えているという現状がこのコロナ禍によって出てきておりました。そういった中で、ひとり親世帯の方が本当にガス代も払えないと、このような状況の方が1割もいらっしゃるということは、この支援がある程度、国は延長、延長でやってきましたけれども、まだまだ厳しい状態の続く方にとっては、これをどこまで国が延長していくかということを経験したときに八女市単独での支援ができないかということで、子育て支援、特に子どもにとっての生活の安定が将来への未来の投資になるということで、ある研究をされた教授の方が言っていっぱいます。要するに子育て支援、公的支援というのは、国内総生産であるGDPの1.73%が今の日本の国の子育て支援への投資であります。これを3%までに上げることが国の一つの目標だと言われておりますけれども、幼児教育の重要性ということで、子どもが胎児のときから、おなかに入ったときから小学校に入学するまでの間、乳幼児教育の重要性ですけれども、この間しっかりとした支援があれば、将来、20年から30年後には国の財政が節約されることが多くの研究で分かっている。つまり、具体的には妊婦、おなかに赤ちゃんが入った時点から就学前までの大事な時期にそういった貧困への対策をしっかりとやることによって質の高い幼児教育ができる。要するに意欲や自制心、また、社会性を培う、子どもが大人になってからそのようになっていく。将来にとっての財政面においても、子育てというのはそれほどの影響があると言われております。

そういうことを考えたときに、では、八女市といたしまして、どのようにこのような貧困で苦しんでいるお子さんたちを助けていくのか。令和3年度の八女市歳入歳出決算などの一般会計の予備費がございまして、10,617,233円、これはほとんど支出はございません。過去にもベーシックインカムという言葉で提案をさせていただいたことがありますけれども、ある程度、ひとり親のお母さんが、例えば、コロナによって仕事を辞めざるを得なくなったりと

か、あるいは子育てが十分にできる時間を持ってない、そういった方や、家賃だけでも払ってやれたら子育てをちゃんとやれる、いろんな環境は千差万別だと思いますけれども、何とかこの八女市の――今は、今回も補正予算としてでも、国のいろんな地方創生臨時交付金をはじめとする予算が組まれておりますけれども、国で受ける支援と、そしてまた、八女市としてどのような支援ができるのかということですが、内容はちゃんと調べた上で、それは子育て支援課で分かると思いますけれども、そういう中で児童手当や児童扶養手当をもらったとしてもこのように公共料金が払えない方がいるわけですね。

こういったことに対して八女市単独で、かなり子育て支援に関しては予算も組んでいただいているということは分かっておりますけど、そこまでコロナによって追い込まれた家庭の状況があるのであれば、市長にお尋ねいたしますけれども、生活保護ではなくて、毎年限られた、その家庭にとってこれだけの予算、お金を提供することによって安心した子育てができるという支援に対して、今後市長どのようにお考えでしょうか。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

毎回、私も御答弁の中でお話しさせていただいている経過もありますけれども、これから議員おっしゃるように、今の子どもたちがどういう環境の中で人生を送ることができるのか、その基盤づくりを私は第5次八女市総合計画の前期5か年計画の中できちっと地方自治体として方向を定めて、できるだけの支援をしていかなければならないと考えているところでございます。

世界の情勢も10年、20年、30年後はどのような状況になるか、非常に不安な面が現在多くあることは御承知のとおりでございます。そういう中で今の子どもたちがどう育っていくのか、健康で豊かな人生を送れるような環境をどうつくっていくのか、このことは議員おっしゃるとおり大変重要なことだと思っております。

また、来年の令和5年4月にはこども家庭庁が国で設置をされるということでございまして、このこども家庭庁等にも私どもは積極的に各地方自治体連携を取って要請をしていかなければならないと思っておりますので、これから皆様方の御意見も十分拝聴しながら子育て支援を進めていきたいと考えております。

○16番（三角真弓君）

9月の広報にも書いてありました。9月10日から16日は自殺予防週間、9月10日は世界自殺予防デーということで、本当に子どもたちを取り巻く環境は貧困だけではありません。このように、昨日も西日本新聞の1面に載っておりましたけど、今から夏休みが終わり、子どもたちが学校に行く中で、行きたくないというお子さんたちがまた増えてくるかというのは懸念されるところでございます。

先ほど私が申しましたのは、具体的な支援ですね。この基本理念にあるように、これは第5次総合計画の中で市長が未来の子どもたちへの思いというのは事細やかに書かれておりますけど、特に生まれ育った家庭の経済状況というのはその子によって違います。それでも、どこに生まれようが皆で支え合い、心豊かに育っていくためには、どうしても生きていくすべというのはいよいよ経済でございます。

そういう中で、財政課長にお尋ねしますけれども、財政調整基金とか、あるいは先ほど申しましたように予備費、国は今回のワクチン接種は予備費を使って皆さん無料で提供しております。緊急時に使うのが予備費ではあるかと思えますけれども、このような子育ての中で貧困に追い込まれて、食べる物も食べられない。確かにこども食堂等で本当にしっかり地域の方が応援していただいておりますけれども、それだけでは分からない、家庭の状況というのは全く分からない状況ですけど、こういったものを子育て支援課としては推進計画として出していますので、財政調整基金とか、このような予備費を使ってでも、ベーシックインカムという言葉、毎月その家庭にとって子どもが成長する段階にいくまでの支援というものを考えていく予算の配分を今後考えてもらいたいと思えますけど、どうでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、財政調整基金とか、そういった基金の使い方については原課とも十分協議をしながら、最終的には市長のほうにも判断を仰ぎながら、有効な財源として活用していきたいと考えております。

以上です。

○16番（三角真弓君）

よろしく申し上げます。

次にですけど、貧困とともにそういった余裕のない家庭の中で、家庭の中というのは見えませんが、経済的、物質的な貧困ではなくて、虐待とかネグレクト、育児放棄、このようなこともコロナ禍の中でより深刻化したと言われております。外から見えにくく、第三者が手出しできない状況が進んだ中で、よりそのような事態が起こっておると思えます。

新聞とかテレビのニュースでも、本当に2歳児とか4歳児のお子さんが親からの虐待を受けて亡くなっていくというのは、今もう珍しくない、ニュースを見てもまたかという思いに皆さんなっぺいらっしゃるかと思えますけど、本当にこれがどれほど大変な事態なのかということ。今後は、このような乳幼児が亡くなった場合、親は私はしていませんとか、父親もやっていないということを言いますが、それがDVで起こったのか、あるいは本当に子どもが落ちて、けがしてそうなったのかという法医学の面からでも、今からはDVのそういったことへの調査が入っていくというものが国では進めていかれると聞いております。

先ほど市長答弁の中に、こども相談室から多分出ている中で虐待件数が108件になっておりますけれども、こども相談室は黒木にもございます。本庁と黒木でどれくらいの割合なのか、また、その内容とか対応、分かる範囲でいいですので、それをお願いしたいと思います。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

令和3年度のこども相談室の実績で108件となっておりますけれども、東部地区におきましては25件、旧八女、それから、立花地区におきまして83件の合計108件となっております。

推移といたしましては、平成30年の実績といたしまして78件、78件のうち8件が東部の件数となっているところでございます。

この虐待の件数につきましては、ここ数年、若干の増加傾向にあると認識をしているところでございます。これは虐待件数そのものが増えているかといいますと、中身を見ますと、やはり保育所でありましたりとか、小学校、中学校でありましたりとか、そういったところの連携の中で件数として上がってくるものもございまして、これまでなかなか見えてこなかったものについて、現在、連携によって少し件数が見えてきているという部分もあると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

間違いなく虐待は増えてきているという、これは通報義務ということになって、余計虐待の増加というのは見られていると伺っております。

日本は、1989年に国連総会で採択された子どもの権利条約を1994年に批准いたしましたけれども、国内法での子どもの権利というのは守られているという解釈には立っていただけで、しかし、批准から約20年以上たっておりますけれども、その条約を国内法に落とし込まない限りは、この子どもの権利を守ることは至っておりません。

今回、こども基本法が成立をいたしましたけれども、子どもの虐待問題というのが子どもの権利にとって一番大きな現象だと言われております。虐待は命を落とすような子もいれば、幼少期から徹底して傷つけられて、大人になっても自尊心を持たず、心身ともに傷つき、自立できない人たちが相当数いるとも言われております。ですから、八女市においても、この虐待を絶対になくしていくということを目指していく必要があるのではないかなと思っております。

そういう中で、この虐待というのは、先ほど申しましたようにおなかに入った胎児から就学前までに、子育て支援課のほうではやめっこ未来館等をはじめとする保健師による乳幼児の全戸訪問だったり、あるいは健診時だったり、そういうときに虐待のおそれのあるようなお子さんに対しての気づきとか、また、そういう方への対応、そしてまた、育児不安がある

からと保健師のほうに相談にお見えになる方はその時点で既にリスクが高いと言われております。

このように子育て支援課にとって非常に大事な部分であります、母子手帳をもらい、そして出産し、小学校に入るまでの期間という一つの枠組みの中で今の現状というのは、その中で虐待の把握とか、そういったものをこども相談室につなげるとかということもあっているかなと思いますけど、そういった部分の今の現状はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

まず、妊娠期からの関わりについてでございますけれども、先ほど議員のほうからありましたように子育て世代包括支援センター、現在、未来館のほうに設置をしておりますけれども、こちらのほうで母子手帳の交付を受けられた時点で関わりをまず持っております。その中で、特に必要がある方につきましては、特定妊婦ということで保健師のほう関わっている状況でございます。その情報につきましては、先ほどお答えしましたこども相談室のほうで情報連携いたしまして、必要に応じては児童相談所、そういったところと情報を共有しながら支援を進めているところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

6月8日には改正児童福祉法というものが成立されまして、こども家庭センターというのが各市町村への努力義務になっていると思います。これは明年4月に創設されますこども家庭庁、国はそれを創設しますが、地方ではこども家庭センター、これは総合支援拠点、児童福祉と子育て世代包括支援センター、母子保健が一本化したものだと認識をいたしております。NPOや民間等も含めた関係機関が連携をして、協力をしてやっていただきたいと思っております。子育て世代を孤立させないということへの重層的な支援が今後必要になってくるかと思っております。訪問型や通所型、また、短期入所型の支援というのもうたわれております。

今後、そういう中における延長線の中で、今回、ヤングケアラーの件を出ささせていただいております。これは先ほど答弁にもございましたように、全国的な調査では小学校6年生の約15人に1人が家族の介護や世話を日常的に担っているとされておりまして、ダブルケアラーというのは親や子どもの介護と、これは親の、そういう母親とかということになりますけれども、ヤングケアラーというのは小学生、中学生、高校生のお子さんたちがそういった中で生活をしているということで、今までヤングケアラーという言葉は使ったことがなかったと思います。しかし、コロナ禍になり、また、いろんな経済状況や貧困、虐待、いろんな

中でこういう言葉が使われるようになりましてけれども、これは学校教育課長にお尋ねいたしますけれども、学校現場でこのようなヤングケアラーではないかなというお子さんが現実いらっしゃるのか、そして、それに対してはどのように対応をなさっているのか、その点をお尋ねします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

ヤングケアラーにつきましては、今現在、1件把握をいたしております。SSWをはじめ、あおいとりさん、関係しているところと連携しながら、今現在進めておるところでございます。

○16番（三角真弓君）

1件ということですけど、現実、確かに学校での把握というのはなかなか難しいものがあると思います。家族とか家庭は私的な領域でありますので、公的な領域ではその中に入っただけとはいかない、入れられないという、こういった見方ゆえに家庭内でのいろんな実情というのはなかなか見にくいと思っております。

本当は全国でこれだけの数が上がっているのであれば、八女市としてもその比率でいけばもっとある可能性はあると思っております。しかし、なかなかそこら辺はデリケートな部分でもありますし、家庭の中に土足で入り込むわけにはいきませんので、今からは、先ほど子育て支援課長にも言いましたように乳幼児期からのそういった家庭の状況なり、それが小中学校に行き、こども相談室は17歳までをある程度対応いたしますけれども、民生委員や主任児童委員さんと、そしてまた、地域住民による気づき、こういったことが今後ヤングケアラーを支援する一つの対応になっていくのではないかなと思っております。

それで、私が先ほど提案しておりますけれども、こういったこと全てを今からの関係機関ごとの情報共有というのは、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を毎月行っておりますと答弁をいただいておりますけれども、これだけの貧困や虐待——虐待を受けているお子さんは108名です。決して少ない数ではありません。そういうこと、そしてまた、家庭の状況では高齢者の方、そして、子どもの問題、親の問題、重層的な支援が必要なそういう家庭というのがあるのではないかということも考えられると思っております。

そういう中で、今、子どもを取り巻く環境は貧困、虐待だけではなくて、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、いろんな環境が幅広くなってきております。そういう中で、2022年9月1日には、我が国でデジタル化の司令塔としてデジタル庁が発足をいたして1年になります。このデジタル庁は、誰一人取り残さないという理念の下、その恩恵を享受する取組を展望と国では言われております。その方針の中には、医療、教育、防災、子ども等の準公共分野のデジタル化もうたわれております。

私が今回提案いたしますのは、八女市が子ども・子育て支援の中でデジタル化を図っていくことによって、ばらばらだった情報が一元化されていくのではないかとということで、大阪の箕面市がやっている子どもの貧困、虐待をデータ連携でいち早く発見ということで、箕面市は学校、それと子育て支援担当部署、福祉担当部署、児童相談支援センター、こども相談室等との連携を、システムをつくることによって見逃しを防ぎ、支援につなげております。

この箕面市は、子どもの貧困対策として2017年度から運用する子ども成長見守りシステムの利点を、担当者の方はこう強調しておられます。「同システムは、学校や行政の福祉部局、児童相談支援センターなどに分散する子どもと家庭の情報を、縦割りを超えて集約したデータベースを活用する。データベースでは市内在住の0～18歳の子どもの学力や健康・体力、登校状況、生活保護の受給有無などの情報が共有され、専任部署が定期的に分析。困窮などのリスクを抱えた子ども、家庭を抽出し、関係機関を通じた見守りや支援につなげている。」ということです。

分析が生かされたケースとしては、急激な学力低下によってその子どもの家庭の状況の調査をしたところ、やはり親が子どもの世話を十分できていないとか、そういった実態が分かり、改善が図られた。枚挙にいとまのないように、このデジタル化によって子ども支援への充実とそれに対しての市の対応策というのが図られていくということで、八女市におかれましても、学校があり、こども相談室、子育て支援課、福祉課、いろいろなものが連動してデータベース化をやることによって、一人でも貧困や虐待の子どもたちをなくしていく取組が急がれるのではないかと考えておりますけど、これに対しては担当副市長、どのようにお考えでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

議員御提案の子どもの貧困、虐待並びにヤングケアラー等につきましては、非常に重要な問題と認識しております。そういう中で、市長答弁にありましたように、要保護協の中の実務者会議、これには今、箕面市の例をお話いただきましたけれども、児童相談所、警察署、子育て支援課は当然の話として、あと小学校とか保育所もメンバーに入っていたきながら、それぞれの課題を出し合いながら協議を進めて、一人でも多くの子どもたちを救うという形では進んでおります。

データベース化につきましては、それぞれの学校分野のデータと子育ての分野を一緒にしたものが適当なのかどうかというのは、箕面市の状況をまだこちらのほうもしっかり勉強する部分は必要かと思っておりますけれども、まずは何よりこういったそれぞれの機関が横でつながって、その都度、臨機応変に機動的に支援していくことが一番だと思います。その中には、おっしゃるようにデータをいかにというのはあろうと思っておりますけれども、それぞれ今お話が

あったように、学校の成績の話がこうなんだという話を子育て支援課なり、それがヤングケアラーの部分であれば、ある意味、介護長寿課が関係する部分も上がってくるかと思います。まずはそういった連携を強化するということが大事だと思っております。

そういう意味では、国のほうが来年4月に設置しようとしております子ども家庭庁、これもそういった方向のものだと思います。国が基本的な下支えをしていく中で、市町村、私たちがどうそこを補完しながら子どもたちを守っていくか、大変重要だと思っておりますので、しっかり考えていきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

ぜひ先ほど申されましたように、子ども家庭庁というのは、非常にたくさんの縦割りではなくて横割り行政、岸田首相も「子どもまんなか社会」という表現をなさっております。300人規模の体制で、ここには内閣府、厚労省、いろんな組織が入って、これだけ子どもに関する課題というのは大きいものであると思っております。

2050年、今から30年後というのは、八女市の人口は3万人台まで減ります。そうならないようにするためにも、本当に未来を担う大事な子どもさんへの支援というのは欠かすことができないと思っております。

以上で子育ての貧困と虐待の件は終わって、次、災害のほうに移りたいと思っております。

先ほど申しましたように、今年は非常に暑い温暖化でありました。そういった中で、災害弱者と言われる高齢者や障がい者への個別避難計画の作成でございますけれども、これは令和元年の台風19号を踏まえた高齢者等の避難の在り方について、令和2年12月にその改正ですね、避難行動要支援者の避難行動支援に関するそういうものが改定されたポイントというのは台風19号を踏まえた後にできております。

近年のいろんな災害では、亡くなった方の65歳以上の高齢者の割合が台風19号では65%、令和2年7月豪雨では約79%が高齢者、国が指定しているのは65歳以上です。そのように災害と同時にそういう被害を受ける、亡くなった方の中でも高齢者の割合というのが——そういうことがあって、避難に伴う高齢者は大変ですので、こういうことに対して今回個別避難計画の策定を国が努力義務としております。

今回資料を出していただいております中で、個別避難計画台帳を地区ごとに出してもらっております。福島中校区で77人、南中校区で56人、西中校区で106人、見崎中校区17人、黒木地区278人、立花地区225人、上陽地区103人、矢部地区71人、星野が87人、1,020人ということで、これは全体の中で占める割合の約何%、また、この人数は要介護3以上、また、障がい者1、2級、そして、75歳以上とお聞きしておりますけれども、こういった方たちの占める割合の約何%がこの個別避難計画ができた数になっているのか、分かったらお願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

個別避難計画を作成するに当たりまして、まず、その候補者台帳を作成いたしますが、その対象者は75歳以上のみ世帯、もしくは単身世帯、要介護認定3以上、障がい者等級1級、2級の方々となりまして、介護長寿課や福祉課より情報提供を受けておるところでございます。その候補者数が6,416人となっております。

これにつきましては、抽出時に要介護認定3以上の方と75歳以上の方が重複しておりますので、延べ人数となっておりますのでございます。

この個別避難計画作成者が1,020人でございますので、15.9%の割合で作成がなされているところでございます。

○16番（三角真弓君）

15.9%ということですが、これは防災安全課として災害があるたびに本当に御尽力していただいておりますけれども、例えば、障がい者だったり、高齢者だったりということになりますと、どうしても介護長寿課とか福祉課の担当ではないかなと思っております。

それで、お尋ねをいたしますけれども、このように介護長寿課の中では、高齢者支援係ではひとり暮らしの高齢者のみ世帯とかの台帳が多分完了してあると思います。そういったことの中で、75歳以上の人数と介護3以上の人数の把握と、じゃ、この災害のとき、先ほどの台帳に載っていらっしゃらない方に対して介護長寿課としてはどのようにやっていこうと考えていらっしゃるのか、それをお尋ねいたします。

○介護長寿課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

75歳以上の人口でございますけれども、令和4年7月31日現在の人口で1万1,883人ということになっています。これは75歳以上の人口ですね。

それから、要介護3から5までの人数につきましては、令和4年3月末の統計でいきますと、合計で1,491名、要介護3が598名、要介護4が609名、要介護5が284名ということでございます。

それから、支援者台帳に載っていない方の支援をどうしていくのかということでございますけれども、支援者台帳に載っていらっしゃる方以外で避難が必要とか、そういう方につきましては、恐らく介護とかの認定を受けていらっしゃる方がほとんどだと介護長寿課の部門では認識しています。だから、そういった方については、担当のケアマネさん、介護支援専門員さんがいらっしゃいますので、そういった方が日頃から、大雨が降るときとか台風のときとか、そういったことを想定して、どういった避難をするかということをお話し合っておりますので、近隣の身内の方が支援に来るとか、それから、利用していらっしゃる施設を利

用して事前に緊急宿泊といたしますか、短期宿泊、ショートステイですね、そういったことを利用されて、避難が必要なときにはそういった支援ができているものということで認識しております。

以上です。

○16番（三角真弓君）

台帳に載っていらっしゃらない75歳以上とか、要介護3以上の方はかなりまだいらっしゃると認識をいたしております。

障がい1、2級の方も対象になっております。これは福祉課長にお尋ねいたしますけど、障がい1、2級の方、そして、生活保護の方を対象としたケースワーカーの方によるそういう対象者が、災害が来れば大変な状況になるのではないかと。訪問をされているケースワーカーの方であればよく実態を分かってあると思いますので、そういう点ではどのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

身障者手帳をお持ちの方は、現在、1級の方が940人、2級の方が476人の合計1,416人でございます。この方々、障がいをお持ちの方で避難が必要な方につきましては、基本的にはサービスにつながっているかと思っておりますので、そういった方についてはサービス事業所と検討しながらの避難となると思います。

生活保護につきましては、ケースワーカー、基本的には何かしらの支援につなげるようにふだんから努力しておりますので、ほとんどの方は何かしらの支援につながっておりますので、そういった中で避難計画等はできているものと認識しております。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

1,020名の方が八女市として台帳に載ってあるということですけど、介護長寿課とか福祉課とか、そういう数を見たときに、まだまだこの個別計画というのは、そういった課を越えた中で、逆にそういう介護長寿課とか福祉課からこういった障がいをお持ち——今のは身体障がいですけど、まだ精神とか知的もいらっしゃいます。そういった方は間違いなく災害ともなれば大変な状態だと思います。特に精神とかであればパニックになったりもありましょし、子育て最中の保護者でもそういった御病気をお持ちの方は対応に事欠かれることも多々あるのではないかと考えております。

そういったことで、今後、担当の介護長寿課だったり、福祉課だったり、そしてまた、いろんな課をまたいでの個別計画を立てていく必要があるのではないかとということをお申し上げたんですけども、特に宮崎県延岡市の避難計画ですけれども、非常にすばらしい計

画ができております。これを参考にぜひしていただきたいと思っております。

延岡市は、八女市の倍まではありませんけど、人口が11万5,583人、これは令和4年4月1日現在、面積868.02平方キロです。これだけ広大なところで個別避難計画はしっかりと出来上がっております。

これは、あえて私は介護長寿課や福祉課長にお尋ねをいたしましたけれども、この延岡市の個別避難計画というのは、八女市でいえば担当する課の名前は違うかもしれませんが、高齢福祉課、介護保険課、生活福祉課、こども家庭課、障がい福祉課、健康増進課、健康長寿のまちづくり課、地域医療対策室、こういったものと総務部ですね、危機管理課、防災になるかと思えますけど、消防本部、そういったもの、自主防災組織になりますけど、そこ今度は関係団体として区長連絡協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織連絡協議会、介護支援専門員連絡会、障がい者自立支援協議会、医師会、こういった3つの大きくくりで個別避難計画の策定推進の体制づくりをしてあります。そして、そこにはそれぞれの検討委員会を設置して、地域では地域調整会議を諮りながら、個別計画がつくられております。こういったものは、やっぱり地域は地域でないと分からないし、いろんな課をまたがなければ住民の実態というのは分からないと思えます。防災安全課だけでは、住民が求めるようなこういう個別避難計画の策定というのは非常に厳しいかなと思えます。

この作成に当たっては、行政の声として、マンパワーの不足、日常業務に忙殺、福祉部局と防災部局の連携不足、計画に対する知識不足等々が挙げられております。そこで初めの一歩が踏み出せない。また、地域の声としては、住民の高齢化、自治会への加入がない、若者がいない、責任が取れない等々、これで個別計画の作成は無理だという、そういった声が行政と地域とでなかなか合わない。そういった中で、行政が地域に出向いて計画策定への推進をやってあります。これが大事だと思います。ですから、課をまたいで、そして、各支所ごとに現状を把握しなければ——それでも八女の倍近い面積です。そういう中で、こういったことを延岡市はやっておられます。これはそのまま八女市としても生かされるのではないかなと思っております。

八女市は、特に災害ともなれば土砂災害が大きい地域でございます。土砂災害区域の数が分かればお願いしたいと思います。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

土砂災害警戒区域につきましては、土砂災害防止法に基づきまして県が指定するものがございます。本市は、特別警戒区域も含めて、市全体で1,745か所指定を受けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

三角議員、時間の配分をお願いします。あと2つ質問がありますので。

○16番（三角真弓君）

すみません、時間が押ししましたが、やはり地域住民、今言うように土砂災害区域がそこまであるということは、地域のことをよく分からなくてはならない。地域住民、自らが守る。そしてまた、行政がサポートして地区防災計画と、その中で個別避難計画がつくられていかなければ、本来、個別避難計画をつくることありきではなくて、そのことによってどう住民の安心・安全を守れるのか、これはやはりSDGsの5つの項目の中に個別避難計画は掲げられております。

このように誰一人も取り残さないという観点に立てば、今後、やはり課をまたいで、そして、各支所ごとに十分に意見を聞かれて個別避難計画をつくっていただきたいということを要望したいと思います。

特に福祉避難所ですね、これは健康福祉部長にお尋ねいたしますけれども、今、福祉避難所が6か所設置をされておりますけど、今まで災害のとき、この避難所にほとんど避難された方はいないと伺っておりますけれども、やはり専門職の職員だったり、また、外部への委託が必要になってきます。地域の福祉法人とか、そういう施設との連携を今からやってもらって、そういうところに高齢者、特にそういった介護認定を受けた高齢者、また、そうでもなくても足腰が弱ってある高齢者ですので、福祉避難所の充実を図っていただきたいということを思っておりますけど、その点を1点お願いします。

○健康福祉部長（坂田智子君）

福祉避難所につきましては市のほうで設置をしておりますが、先ほどから担当課長のほうから説明しておりますように、今それぞれの支援につなげる施設ですとかサービスを利用することによって、必要な方の支援も避難行動ができていものと認識しております。

ただ、今後、避難所につきましては、どのような形が必要なのかというのは防災部局ともまた協議をしてみたいと思います。

○16番（三角真弓君）

すみません、時間が押しまして。各避難所にクーラー設置をということで出しておりました。特に今年の猛暑というのは、先ほど申しましたように記録的な暑さであり、異常気象と言われて、偏西風の蛇行で気圧が重なったということで、本当にこのような記録的な猛暑というのは今後もやはり温暖化によって減ることはないと思っております。脱炭素社会を目指してはいますけれども、すぐにそういうことにはならないと思っております。

時間の関係上、今後要望といたしましては、財政課と市長とのそういう意見の交換がある

かと思えますけど、総合体育館とかも、私も7月10日の参議院選挙の立会人で行きましたけど、とてもおれるような状況ではありませんでした。スポットクーラー等では対応してもらっていますが、今後、こういうこともぜひ住民の安心・安全を守るという点では要望いたしておきます。

最後に、サニタリーボックスということで、今回、本庁をはじめ、各支所に1か所置かれております。これは聞き慣れない言葉の方もいらっしゃるかと思えますけど、前立腺がんとか膀胱がんとかになった方で、やはり紙おむつとかパットが必要になった方で、なかなかこれは人に言えない。そういった中で、ぜひそういったものを今後、各指定管理施設とか、これは避難場所にもなっておりますので、おりなす八女とか、今、本庁をはじめ6か所の配置になっておりますけど、サニタリーボックスの設置はその表示もしていただきたいと思っております。これは本当に尊厳を守って安心して暮らせる社会の構築として、男性用トイレへの、また、多目的トイレへのサニタリーボックスということで、埼玉県は225か所ぐらい、全箇所はこの設置がなされていると伺っております。それほど人間の尊厳にまで影響するというのでございますので、今後、そういう拡充をぜひお願いしたいと思っておりますけれども、時間がありませんけど、市長、最後にサニタリーボックスの拡充をお願いします。

○市長（三田村統之君）

一言お答えをいたします。

災害の多い八女市でございますから、今御指摘いただいていることは極めて重要なことでございますので、十分配慮しながら準備を整えていきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

よろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

16番三角真弓議員の質問を終わります。

午後1時25分まで休憩いたします。

午後0時22分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

10番牛島孝之議員の質問を許します。

○10番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。傍聴人の方にはお忙しい中に傍聴いただきまして、本当にありがとうございます。質問については、通告しておりました3点についてお聞きいたします。

まず1つ目、八女市の民有林の面積及び所有者の数は、2つ目、耕作放棄地に対する方策はどのように考えているのか、特に住宅地に隣接する農地、3番目に、八女市の教育問題についてお聞きいたします。

詳細については質問席より質問いたします。執行部におかれましては、分かりやすい言葉ではっきり答えていただくようお願い申し上げます、質問に入ります。

○市長（三田村統之君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市の民有林の面積及び所有者の数はという御質問でございます。

民有林の樹種及び樹齢は把握できているのかというお尋ねでございます。

八女市の民有林の面積は3万693ヘクタールで、そのうち約8割が人工林であり、残りが天然林、竹林等となっています。人工林の樹種につきましては、杉、ヒノキが大半を占めております。

また、樹齢につきましては、人工林の約7割が50年生以上となっております。

次に、所有者のうち所有不明者の数はどうかということでございます。

八女市の民有林の所有者の数は1万3,900人ですが、そのうち所有不明者の数につきましては、現時点で把握できておりません。

次に、山林バンクを設置する考えはないのか及び高知県佐川町において行われていることは八女市においてもできないかにつきましては、一括して答弁をいたします。

高知県佐川町の取組は、町が山林バンクとしての中間的受皿の役割を担い、森林所有者でない新規参加者が施業する森林を確保するため、個人で管理できなくなった森林を町が集約、管理するものでございます。

八女市においても、地域の特性に応じた森林の整備を一層推進するため、自伐型林業者等に対する補助支援により、自伐型林業者並びに新規林業従事者の育成を図り、林業労働力の確保による森林の保全、整備に取り組んでおります。

次に、耕作放棄地に対する方策はどのように考えているのか、特に住宅地に隣接する農地はどうかという御質問でございます。

まず、農地パトロールは年に何回おこなわれているのかという御質問でございます。

農業委員会では、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、毎年8月から10月にかけて、年に1回農地パトロールを実施しています。

次に、所有者に対してはどのような通知をされているのかという御質問でございます。

農地パトロールで判明した耕作放棄地につきましては、利用意向調査を行います。調査内容は所有者等の利用意向に関しまして、自分で耕作するのか、または自分で耕作者を探し農地を貸したり売ったりするのかなど、4項目に分けて意向を調査するものです。

また、利用意向調査とは別に、適正管理がなされていない農地につきましては、所有者等へ期限を決めて草刈りなどをしていただくよう適正管理の指導文書を送付し、農地活用の推進を図っています。

次に、耕作放棄地が解消できない場合、農業委員会としてどのような対策を考えているのかという御質問でございます。

農地法第42条では、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合には、支障の除去を市町村長による措置命令により行い、命令に従わない場合には、市町村長が自らその支障の除去を講じることができるとされており。

しかしながら、周辺の地域における営農条件に著しい支障に該当するのにかんしましては、慎重に判断する必要があることから、まずは適正管理の指導文書を送付するなど、所有者等へ保全管理を行っていただくよう継続的にお願いすることが重要であると考えております。

市といたしましては、農業委員会と連携を強化しながら、耕せるうちに耕せる人へバトンをつなぐよう、受け手の掘り起こしや所有者等へ適正管理の指導を行い、耕作放棄地の拡大防止及び解消に向けて努力してまいりたいと考えております。

八女市の教育問題についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

3、八女市の教育問題について、八女市の小中義務教育学校の学校設備の点検は定期的に行われているのか、点検対象物とはどういうものかのお尋ねです。

学校設備の定期点検につきましては、各学校において全職員で分担しながら、月1回実施しております。あわせて、管理職が日常的に行っている校内巡視の際にも点検を行っているところです。

点検対象物につきましては、各学校にある施設設備は全て点検の対象としています。

次に、危険と判断されたものについて改善はされたのかのお尋ねです。

危険と判断された箇所や件数につきましては、配信している資料のとおりでございます。

また、危険箇所の改善につきましては、学校で補修できるものは学校で補修し、できないものは学校から学校教育課に要望を出していただき、危険度の高いものから優先的に改善を図っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○10番（牛島孝之君）

お聞きします。

6月議会において公有林についてお聞きしました。今度は民有林についてですけれども、

計画対象森林面積3万595ヘクタール、所有者の数、約1万3,900人、杉、ヒノキがほとんどですけれども、杉、ヒノキについて、大体何年ぐらいで伐期、要するに切る時期になるのかお知らせください。お願いします。

○林業振興課長（月足和憲君）

牛島議員の一般質問にお答え申し上げます。

県の標準的施業モデルによる試算では、一般材生産の場合について、杉はおおむね55年生以上、ヒノキはおおむね50年生以上と示されております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

今言われましたように、杉については55年、50年生以上が1万2,644ヘクタール、ヒノキについて50年、50年以上が2,864ヘクタール、このうち伐採がなかなかされていないものについては分かりますか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

そこまでの把握のほうの手元の資料では持っておりません。申し訳ありません。

○10番（牛島孝之君）

それこそ、この樹齢一覧とかが森林簿によるということですので、当然森林台帳、そういうとがあれば、今からでも結構ですけど、やっぱりそういうとでしていかないと、今、各地域において皆伐、大きな道を入れて、一つの山を全部切っておるところがあるようです。現実に私も見ました。そこの下に住んである方が非常に怖かったと。4月29日ですかね、ちょっと雨が降ったときにびっくりするようなのがそこの道の流れたと。まだ山の奥のほうに行けば、そういう山があると思います。

やっぱりそういうことをきちっとしていかないと、確かに今、昔に比べて林の価格も安い、山自体も安いということで、今売るしかないとして売られるかもしれませんが、それで災害に結びつくわけですよ。皆伐されれば。大きな道を入れれば。そういうことを市として今後どのように指導できますか、皆伐することに対しての。いかがですか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

今、牛島議員のほうから御質問があつておる皆伐についてですけれども、森林等の伐採につきましては、伐採の届出を提出するように決まっております。そういった伐採届の中で、今問題になっております皆伐地の作業道の入れ方、作業路、クローラー路といいますけれども、その問題については十分承知しておるところでございます。

それを受けまして、八女市といたしましても、そういった皆伐を行う際には、所有者また

はその施業を實際行う方に対して許可証をお渡しする際に、そういった注意しなければならない部分についてのチラシを配布いたしまして、注意喚起を行っているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

注意喚起はよろしいですけれども、注意喚起された山がどのように皆伐されたのか、見に行くことはありますか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

この4月から林業振興課の課長ということになりましたけれども、この間、場所はどこかとは申しませんが、そういった施業地におきまして、地域住民の方が雨が降った後、お困りになる。要は、伐採林地内には大小様々な谷が流れておるわけですが、そこに放置された伐採後の枝などが谷詰まりを起こさないかと心配されて御相談がございました。その際、その現場に出向いて、作業を行った林業事業体と協議を行ったりいたしております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

なぜそういうことを申し上げるかといいますと、2022年8月1日、げんき館おおぶちにおきまして、橋本光治さんというですかね、講演とディスカッションがありました。どういうものかという、自伐型林業、道については約2.3メートル、バックホーと2トン車があればできると、大きな道を造らなくてもいいと、そして、皆伐もしなくてもいいと、1年に1回切れるしこだけでいいという話合いがありました。私も出席しました。

確かに皆伐はよく見えるけれども、当然そこに植林する。植林すれば、ある程度根を張って成木になるのに何十年かかかるわけですね。道もきちっと入れた道に植えてもらえば結構ですが、そこまできちっと林業振興課なりで管理できるのか、恐らく無理だろうと思います。

そのときに早生キリ、ここに資料がありますけれども、日本農業新聞、2022年8月19日、これは群馬県みなかみ町です。「農地荒廃植林で防ぐ 維持・管理を省力化 鳥獣対策、製材で収入確保も」となっております。ただ、この中で見てみますと、この最後のほうに、植林後、15年から20年で用材として使えると書いてあります。これは普通のキリではないかと思えます。早生キリというのは、話に聞きますと、約5年で切ることができると。林業振興課長、まず、早生キリというのは御存じですか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

八女市におきましても、令和4年3月に早生キリの植栽についての御相談があつておりますので、早生キリについては存じ上げております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

今言いましたように、この新聞記事でいいますと、これは植林後15年から20年で用材として使えると。早生キリについては何年か御存じですか。ほぼ何年か。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

私が聞いた話によりますと、早ければ5年、または七、八年で成木となるとお聞きいたしております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

みなかみ町の事例ですけれども、そこに書いてあります。「7人と町で協議会をつくり、5年間で荒廃農地など1.3ヘクタールを復旧する計画を立てた。同対策の助成額は約400万円。」と、ここに書いてあります。恐らく事実だから書いてあると思います。この助成というのはどういう助成か御存じですか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

現段階ではその自治体の施業内容について調べておりませんでしたので、把握いたしておりません。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

今、助成と言われましたが、その新聞記事と同等の補助金かどうかというのは分かりませんが、農林水産省がやっています農山漁村振興交付金、その中の荒廃農地の部分でございますので、最適土地利用対策という事業の国庫補助ということでの補助金は私どもで把握をしているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

今申し上げませんでしたでしたが、確かにその前のほうに書いてあります。「農地を省力的に維持・管理する取り組みを支援する同省の「最適土地利用対策」を活用し植林を進める。」、間違いありません。

市長にお聞きします。

農政連八女支部八女地区報告会で、市長は来賓でお見えになっておりました。私も行きましたけれども。その中で早生キリについて発言がございました。社長とお会いしたと、ぜひこれを取り入れたいという発言がございましたけれども、今はいかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

耕作放棄地の解消の課題というのは、議員御承知のように大変厳しい課題でもありますし、

また、重要な行政としての取組を実施しなければならない課題でもあるわけでございます。

したがって、議員御質問の早生キリにつきましては、十分な検討をまだいたしておりません。研究をいたしておりません。先日から答弁でも申し上げておりましたけれども、種子を大学で生産して、それを農機具のメーカーのクボタが受け入れて、そして、苗を生産する、そして、生産した苗をあるメーカーが販売すると、そういう流れになっていることは大体把握をしたつもりでございます。

もう一つは、やはり議員お尋ねのように地域での協議会をつくったり、あるいは企業体をつくったりして、これに取り組むということも一つの方法だろうと思いますが、問題は、生産者にどれだけの経済的な価値が存在するのかというのがまだ十分把握をできておりません。幾らで協議会なり団体が苗を購入できるのか、そして、どういう需要があって、どのくらいの価格で販売できるのか、収益がどのくらい確保できるのか、こういうことをもう少し研究しないとできないという具合に思っております、基本的には私としては前向きに取り組んでいきたいという気持ちは変わりません。ただ、もう少し様々な課題を生産者の皆さん方のためにプラスになるような事業をやらなきゃならない。そのために今、農水省の制度を使ってやるということも一つの方法でございますし、市がどういう支援ができるのか、この辺りも十分研究する必要があるかと思っておりますので、最終的な結論はいましばらく時間をいただきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

検討するということが、よく行政言葉で言われます。検討するという言葉は、言い方は悪いですが、やらないということの裏返しではないかと私は個人的に思っております。やっぱりこういうものは、よそではちゃんとやっている、成功事例としてちゃんと新聞の第一面に載っておるということですので、速やかにやってみると、検討じゃなくて、やってみるという言葉が本当は欲しかったんですけども、速やかにじゃないですけども、もう少し検討させてくれということですので、それはそれで市長の答弁としてお受けいたします。

この中に、今度は熊本県です。「熊本県天草市でも、荒廃が懸念される農地などに早生樹のセンダンを植える取り組みが進む。県が主導し、2035年までに荒廃農地52ヘクタールを含む200ヘクタールでセンダン林の造成を目指す。農地所有者は植栽後に除草と年2回の芽かきを3年間、担う。センダンは20年ほどで用材にでき、地元家具メーカーに販売する。」という記事も書いてあります。

センダンというのは、この中の耕作放棄地にも書いておりますけれども、耕作放棄すると、鳥のふんからだろうと思えます、センダンの木がすぐ植わります。二、三年すると背丈以上に当然なります。迷惑な木と思っておりましたけれども、今、林業振興課の窓口のちょっと奥にセンダンの木で作ったテーブルがあります。8月27日、テレQの午後2時半、「ぐっ！

ジョブ」の中で出ておりました。八女市のどことは言いませんけれども、センダンを植えてありました。大川家具工業会。これは見られましたか。林業振興課長、あるいは部長、いかがですか。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

テレビ番組のほうは見ておりません。ただ、私が林業振興課長をしているときから、早生樹のセンダン、また、早生キリというのは、そのときにはなかなか私ども把握できていまして、センダンが議員言われますように20年で大体成木となると。その中で大川市のほうが、センダンは特に家具に適しているというところで、大川市と八女森林組合が連携してセンダンの植樹を進めていこうという中で、八女市としても協力という形で取組をやっている現状でございます。

そういった中で、市といたしましても、そういった部分でのセンダンの成長というのを今後見守っていくという形での協力をやっているところでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

テレビに出て言われておりました。芽かきが大事と。芽かきをしないと枝がどンドンして、1本にならないと。だから、それはちょっと手入れが要るということは言っておられました。その中で、どことは言いませんけど、確かに八女市と言われました。ほかに糸島市とか、そういうところでも計画をしていると。

やはり山林従事者も少なくなっております。地域おこし協力隊の中では、そういう自伐型をぜひやってみたいと。佐川町がやっております重機、佐川町は自分のところで買って、それを貸すということをやっているようです。八女市についてはそういうことはできますか、やろうと思えば。いかがですか、部長。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

今、議員おっしゃるのは、山林バンク的なことでの解釈でよろしいですかね。――現在、実は前から議会等々の一般質問の中でもちょこちょこ出ておりましたが、国のほうが森林経営管理制度という法律をつくりまして、この取組を各市町村が森林環境譲与税を使って取り組んでいきなさいというところでの法律ができました。これが大きく言うと山林バンク的な部分で、詳細を申しますと、山林所有者にまず意向調査をやって、もう自分では管理できないと、そういった部分は市に山林を預けて、市が管理するか、もしくは林業者等に管理を任せるかという形で、山林バンク的な部分での市が仲介をやって、市が管理したり、林業者が管理したりという形で、そういう制度がございますので、八女市も現在、そういう意向調査等の準備をしておりますので、そういった部分では、今後、例えば所有者の意向で市が預かった分を、そういった自伐型林業者に管理を任せていくというシステムづくりはできてい

くものとおっておるところでございます。

○10番（牛島孝之君）

「佐川町が取り組んでいる森林管理について」という資料の中に、「平成31年4月1日に森林経営管理法が施行され」と、今、部長が言われたように。ただ、「佐川町では、平成27年から町による森林の管理を希望された方と管理契約を締結し、長期的に森林を管理していく取り組みをすすめています。また、将来的な担い手不足を解消するため、地域おこし協力隊の制度を利用する等地域の林家を育成しながら、山林の整備に取り組んでいます。」と、このことが8月1日にげんき館おおぶちでありましたディスカッション、恐らくその中で地域おこし協力隊の中の嶋野さんという方から直接私のところに電話がありました。こういうふうな講演がありますので来ませんかということで。いや、これはもう八女市議員全部、全ての議員が林活議連に入っておりますので、これは全ての議員に話してもらいたいということ、出席したのが13名と言われたかな。やはりそういうのをやってみたいと。ただ、その場合にそういう初期投資、バックホーなり2トン車、最低でもそういうものが必ず要ると。やっぱりそれを買うのにためらっているということですので、佐川町は実際やっておられます。これは4月31日の午前7時、「所さんの目がテン！」でちゃんと放映されました。

そこで、副市長にお聞きしますが、こういう佐川町のやり方をぜひ八女市でやっていただきたいと思いますが、副市長、お考えはいかがでしょうか。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

佐川町の取組につきましては、非常に先進的な取組だと私も理解しています。佐川町の総合計画を読みますと、農林業のところの農のところに6次産業化、林のところの1番には自伐型林家を育てていくというのが1番に挙がっています。そこは先ほど答弁しましたとおり、国がこの森林経営管理法をつくる前から、既に同じような取組を先進的に取り組んでいるということで、非常に参考になる取組だと思っています。

本市におきましても、林業の分野においても地域おこし協力隊が今おりますので、そういった形を今後も行っていきながら、自伐型林業というのもしっかりと支えていく必要はあるだろうと思っています。

ただ、佐川町と我が八女市の一番の違いは、佐川町にはいわゆる大きな林業企業体がないということです。八女市には県に認定登録している林業経営体が5つ——森林組合入れてですけど——ございまして、今、森林経営法に基づいて国が進めようとしているこの管理方法につきましては、そういった登録林業経営体を使うんだという前提において進められておりますので、非常にその辺りの進め方が難しいだろうと思っています。

しかしながら、全てがそういった大きな林業体だけでできるはずはありませんので、しっ

かりと自伐型林業というのを育成していくというのは、本市においても非常に重要な課題だと思っていますので、しっかりとどういった形で支えられていくかも含めて研究しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

確かに事業体としての森林組合は当然あるし、そこには従業員がおられますけれども、やっぱり福岡県でも一番の森林面積を抱えるこの八女市において、全ての山林を森林組合だけでできるのかということ、恐らくできないだろうと思います。そこにやっぱりそういう自伐型をやってみたいという地域おこし協力隊の方がいられば、そういうのも活用していくと。そして、そこに移住、最後には定住していただくということが、本当に今、人口流出しております八女市の中で一番の課題は定着、それが必要だろうと思います。そして、日本全国に八女市を、いいところですよ、こういうのがありますよということで、ぜひお声かけをしていただきたい。これは副市長、ぜひいろいろなところで市長に申し上げてください。

所有者のうち所有者不明と、令和6年4月1日より所有者不明土地については罰則規定ができてきます。100千円以下の罰金でしたでしょうか。すぐには――施行はするけれども、3年ぐらい猶予期間がありますけれども。

山は相続したけれども、もうどこにあるかも分からんと。1年に何回かは税務課で窓口におりますと、航空写真を見せてもらって、どこですかと自分で言いよらっしゃっです。親から相続はしたと。ところが、こっちを出てから何十年もなるから場所も分からないと。そのときに言われるのが、市でもらってもらえませんか。何度か聞きました。やはりそのときに山林バンク的なものをつくって、本当にいいんですかということ、そういう山林をできれば地域おこし協力隊の自伐でやりたい人に譲ってもらおうとか、そういうためにも山林バンク的なもの、単なる今の農林水産省のやり方だけではなくて、やっぱり所有者の意思ですね。確かに今度は国家に所有権をやることはできるようになっております。それよりも、やっぱり地場に住んで、そういう山仕事をしてみたいという方に譲っていいんですねということで、山林バンク的なことをぜひやっていただきたいと思います。

それと、耕作放棄地でお聞きします。

以前から、町村合併の前に農地を、本当に耕作放棄地になっておると。本人の意向を聞くと、もう農地には戻さない、耕作する意思はない。その場合に、その当時の農林水産省の話では、農業委員会の総会において、農地台帳から落とすと、そして、地目変更をなさいと、何度か私も仕事上受けました。ただ、農振農用地、そこの中の農地の場合、農地台帳から落としたから必然的に農振農用地から外れるのか、それについてはいかがですか。

○農業委員会事務局長（松藤洋治君）

お答えいたします。

今質問されました荒廃農地、恐らく農地として再生が困難な農地については、農業委員会の方は農家台帳から落として対応している部分もございます。その場合に、農振農用地の問題ですけど、基本的には農振農用地はゾーニングで色分けしている部分もございますので、そのまま農振農用地として扱いを続ける、見直しを行うまではそういう形になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上となります。

○10番（牛島孝之君）

先ほどと関連しますけれども、もしそこに農地台帳から落としたと、税務上も農地から落としたという場合に、そこに植林できますか。

○農業委員会事務局長（松藤洋治君）

お答えいたします。

農家台帳から落ちた旧農地ですね、田畑なりの地目、そちらについては農業委員会が管理する農地という扱いになりませんので、可能だと認識しております。

以上となります。

○10番（牛島孝之君）

そういうことじゃなくて、農地台帳から落として、以前は法務局で地目変更しなさいと、総会で認めたらですね。それは農振農用地の中の農地を農地台帳から落とした場合ですよ。果たして、そこに植林がすぐできるのか。いかがですか。

○農業委員会事務局長（松藤洋治君）

お答えいたします。

議員が今おっしゃった部分について、農振農用地の場合にはどうなるかということで、農振農用地の場合には、農振農用地からの除外の手続が必要となります。農業振興地域に関する法律に基づきまして、除外が可能であれば、除外手続後、植林をすることは可能だと判断しております。

以上となります。

○10番（牛島孝之君）

農振農用地の除外、年に2回しかございません。6月1日から7月15日、12月1日から1月15日、ほぼ丸々1年かかります、審議会とかにかかってですね。それから農地転用をかけなくちゃいけないと、1年半ぐらにかかるわけですよ。だから、どこかで農振農用地であっても、そういうことができないかということ、今の答えではできないと。

仮に早生きり、約5年間で切るとなった場合に、農業委員会の資料を頂いております。この中に書いてあるのは、「反復継続的に毎年肥培管理を行うかどうか」、「2年間は肥培管

理を行うが、3年間は放置、枝打ちだけとかの場合は転用に該当すると考えます」と書いてあります。ところが、もう一丁下のほうに、「植樹が苗木から伐採まで反復継続的に毎年肥培管理されるものなのか」、「個別具体的に事業内容を確認し、許可権者として転用に該当するか判断する必要がある」と書いてあります。

2年間は肥培管理、あとの3年間は何もしないかと、当然草刈りもされます。肥料もやられます。それは2年間よりも少ないかもしれんけれども。これについては5年間でするなら、これは農地として考えてよろしいんじゃないですか。いかがですか。

○農業委員会事務局長（松藤洋治君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおり、私たちも福岡県のほうに確認しております。繰り返しとなりますけど、「反復継続的に毎年肥培管理を行うか」というところで、農地に植栽できるものなのか、できないものなのかを判断するというところで、例えば、農産物以外でもそういう肥培管理を反復的に毎年行えばいいですよという回答が得られております。

そこで、早生キリの場合につきましては、担当の林業振興課に伺いましたところ、植栽後、施肥、防除、除草など様々な管理を肥培管理として行い、それを継続的に毎年行うということで確認が取れておりますので、その管理状況を県のほうにお伝えして、県のほうから、そういう管理状況でしたら、農地に植栽はいいですよということで回答を得ております。

ただし一方で、例えば、先ほど議員がおっしゃったとおり、生育初期に、例えば2年間肥培管理はするけど、3年目以降は、要は勝手に大きくなるんですよと、そういったものについては、反復的、継続的に毎年肥培管理を行うものには該当しないので、そちらのほうには植栽するときには、農振地でありましたら農振の除外、農振地でなくても転用の手続が必要ということで確認しているところでございます。

以上となります。

○10番（牛島孝之君）

恐らく県も、九州農政局も、各単位農業委員会に下ろしているんだと思うんですよ。一つ一つは自分のところで判断しなさいよということであれば、確かに農振農用地内の植林については、順調にいても1年半ぐらいかかります。そういうのじゃなくて、単なる農地、荒廃している農地には5年間肥培管理をするということでしていただければ、きちっと早生キリについては5年で伐採と。これは害獣、イノシシなんかも来ないというデータが出ておるようです。やはりそういうことを農業委員会としても本当に——確かに中山間地、戦後は農地にして、棚田とか、そういうのにされましたけど、今はする人がいないと。私も上陽の八重谷のところに行きましたら、イノシシの寝床になっております。何も作れんと。作れば、全部掘り返して食べると。そういうところがないように、少しでも早生キリで、そこに住ん

である方の意欲、ああ、5年で済むなら5年ぐらいしきじやろうと、草刈りも、ある程度間隔を置いて植えるそうですから、誰か若い者が、失礼だけれども、乗用草刈り機とか、そういうのを共同で買ってするとか、それもいろんな補助があるようですから、やはりそういうところをぜひ山間部の、本当に手を入れないと害獣がどんどん来ますよ。そういうことのないように、ぜひ農業委員会としても指導をお願いしたいと思います。

聞いておりました、要するに住宅地のそばの、そこはセンダンが植わっております。草も植わっております。何度も農業委員会から書面では出してもらっておりますけれども、何ら効果がありません。行政代執行というのが実際できると思います。それは最後の手段だろうと思いますけれども、そのためには単なる郵便を送ったじゃいかんだろうと思います。内容証明なのか、受理証明なのか、そこら辺をしないと恐らく認めないと。行政代執行ですね。その場合に、地元農業委員さんにも何度か言いましたけれども、なかなかのうということですから、解消法についてはどのように農業委員会としてはお考えですか。

○農業委員会事務局長（松藤洋治君）

お答えいたします。

まず、そういう荒廃農地につきましては、議員のおっしゃったとおり、複数回、同じことの繰り返しになるかもしれませんが、所有者等にまずは適正管理のお願いをやるのが重要だと認識しております。また、その中で農業委員会を中心として、農業委員さんだったり、最適化推進委員さんであったり、我々事務局であったり、そういった職員がきちんとその人たちと面談を行って、意向をきちんと確認して、もし本人に耕作の意向がなければ、実際、周辺の農村部に迷惑をかけているということを確認していただき、例えば、農地バンク等を用いまして耕作者を探したり、地域で受け手の掘り起こしとか、そういったものにつなげていって、なるべく荒廃農地が減るような形、発生しないような形で取り組んでいきたいと考えております。

以上となります。

○10番（牛島孝之君）

所有者不明じゃなくて、所有者はきっちり分かっております。分かっておりますけれども、恐らく郵送で何度も出してもらっておりますけど、何ら動きがないと。本当にセンダンが直径10センチぐらいなとっですかね。そういうふうになって、草はぼうぼうです。秋口から冬になると枯れています。今、たばこをみんな吸わんからいいけど、たばこの火でもぽんと入れられたら、それこそ燃えていきます。家もそばにあります。

やっぱりそういうのをどうかしないと、郵便は出すけれども、何ら返事がなかつですよで終わりです。それでは困ります。やっぱりそういうことを、行政代執行とまでは言いませんけれども、単なる手紙を出したでは受け取っとらんと、そげなつの来たつも知らんという答

えでは困りますので、受理証明とか受け取ったという証明、そして、そういうとを何度か送りました。最後には、おたくで何もされないから、こちらで全部伐採、あるいは草刈りもしますと。ただ、その費用についてはおたくに請求しますというぐらいしていただかないと、本当にもう周りには何かあったら本当に、一度燃え始めたら、家がそばにありますので、それはぜひそういうことはやっていただきたいと思います。

それで、センダンというのが私は迷惑な木と思っておりました。ところが、これは8月18日の西日本新聞、これは広告です。「ヤンバルの森で育ったセンダンがあなたを守る」と、これが恐らくこちら辺に植わっておるセンダンと同じだろうとは思いますが。この中に書いてあるのは、センダンは亜熱帯地域に広く分布するセンダン科植物の一つです。この根路銘さんという方が2,000余りの沖縄の植物を採集し分析した結果、センダンが最も有望であることを確認。センダンの葉から抽出したエキスからセンダンαの商品化に成功しましたと書いてあります。どういうものか、それこそ聞いておりませんので分かりませんが、やっぱり迷惑な木と思ったものについても、使い方によっては葉っぱがこういうふうにご利用できると。ただ、これはわざわざ沖縄のヤンバルの森で育ったと書いてありますので、こっちで育ったセンダンが同じかどうかはちょっと分かりませんが、こういう使い方でもできるようです。

そういう耕作放棄地、あるいは山林と山林の中の今言ったような耕作放棄地、やっぱりそういうところに5年で肥培管理をして、そこで切ることができるということであれば、5年で切られるなら私どももやってむうかとかいうような方が東部にもおられるかもしれません。ぜひそういう情報を流していただいて、積極的にそういう利用をしていただきたいと思います。

市長、最後に今のことについて、先ほど検討するということでした。もう一步、やってみるというお答えはいかがですか。市長、ぜひやってみようと、検討は結構ですけども、やっぱりこういうのは急がんと、せつかく国の制度とかいろいろありますので、それを行政の方たちにそういう研究はしていただいて、ああ、ぜひやってみよという一言はいただけませんかでしょうか。いかがですか。（「強制はせんぞ」と呼ぶ者あり）強制はしていませんよ。ぜひお願いしますと。いかがですか。一言。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

昨日の高山議員からも御質問ございました。そのときも私、答弁をさせてもらった中に、もう3年は十分なると思いますが、林野庁の事務次官にお会いしたときに、事務次官がセンダンの苗を私のところに持ってきて、これを進めてみますと、ぜひ考えてくださいということをおっしゃったわけですけども、それから3年たって、ようやくそういう、今、牛島議

員おっしゃったような事例が出始めているということでございまして、これは私ども行政の一つの大きな責任でやらなきゃならないということでございますが、県、あるいはまた国との連携もしっかり取りながら進めていかなきゃならない。耕作放棄地の問題は重要な問題で、これからもしっかりと取り組んでいかなきゃならない。農業委員会の皆さん方の御協力、あるいはJAふくおか八女の皆さん方の御協力、やはり3者、4者が結束して取り組んでいかないと、なかなか、言葉では言いやすいんですが、現実的には非常に難しい。

それは一つは、やはり生産農家の皆さん方の意識を変えていただく、そういうことも当然御協力をいただきながらやらないとできないわけでございますので、今、牛島議員おっしゃったように、センダン、あるいはまた早生キリの問題については前向きに、耕作放棄地を少しでもなくしていくという目的の一つの手法として考えていきたいという具合に考えております。

○10番（牛島孝之君）

前向きの言葉ありがとうございます。ここに資料がございまして。カーボンネガティブ戦略と国東市連携スキーム、これはカーボンニュートラルを利用したような戦略でございます。2050年までにCO₂の排出量ゼロと国は言っております。やはりこういうとに協力するのも地方自治体の役目かなと。国東市はやっておるようでございます。ぜひ八女市においても、こういうふうにやっていただきたいと最後に申し上げて、この質問は終わります。

次に、教育問題についてということでお聞きします。

資料を頂きました。見て回りましたけれども、ほぼございませんという答えでした。けれども、果たしてこれが本当なのかという疑問があります。なぜかという、これは西日本新聞、8月15日、これが載ったから質問しました。小中学校、八女市の場合、義務教育学校もあります。「門扉や塀、体育館の屋根 「危険」設備1,000カ所超 47市区調査 長崎最多563カ所」、八女市の場合はほとんど解消しているように言われました。間違いありませんか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

私ども資料でお示ししておりました、その16件については完全に改善が終了しておりますということでございます。その後、1年ほどたっておりますけれども、次から次にさびが出ていくとか、いろんな学校からの心配の声というのが写真つきでうちに届けられますので、それについてはその都度確認をして、そして、改善すべきところは全て改善しているところでございます。

ただ、これは毎日のように改善の要望が参ります。昨日も議会が終わった後に市役所に戻りまして、3件印鑑を打ちました。それぐらい日々改善の要求、確認の要望等は出ておりま

すので、それに1個ずつ確実に安全第一でやりたいということで対応し続けているところでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

この資料で頂きました7-3-(1)、7-3-(2)、これは昨年、令和3年という意味ですか、この16か所は。いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員おっしゃったように、7-3-(2)につきましては、令和3年5月30日に宮城県の白石市の事故を受けて、文科省から一斉点検の通知が参りましたときに一斉点検をいたしました。その結果がその16か所でございます。

もう一つの7-3-(1)に挙げております点検箇所の例示、これにつきましては、この安全点検の基になる通知がその5日前の5月25日に文科省から頂いておりますので、その例示がその通知の中に記載されているということでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

昨日帰ったら3件ほど来ておったということですがけれども、これは8月18日、同じく西日本新聞、「教職「ただで働かせ放題」」と、6月議会において同僚議員が、要するに教員が足りているのかと、私もブラックな職場ではないかということでお聞きしました。小中教員、八女市の場合は義務教育学校もあります。休憩ゼロと、精神疾患で休職5,000人と、ショッキングな記事が載っております。ただ、これも実数ではないのかなと、本当はこれよりもまだまだあるのかなと。

休憩もないのに、本当に先生たちが自分たちの職場である学校内をきちっと回って、ああ、ここは危ないなとか、そういうことが果たしてできるんだろうかと、本当に休みがなければですよ。そして、「過労死ライン超え横行 56年前の法律壁に」と、56年前は残業時間は8時間、今、六十何時間という平均が出ているそうです。時間外休日勤務に手当なしという記事も書いてあります。実際、次年度、職員は増えそうですか。いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

働き方改革の一環としての御質問ということですがけれども、まず、安全点検につきましては、通常であれば掃除の時間等を使って回っていると。職員は掃除の時間等を使って、分担のところを月1回確実に点検すると、それ以外に管理職のほうで日々巡視するときに点検も併せてやっていくということでございます。

また、その職員の確保につきましては、これからいろんな関係している団体等とも連絡を

取り合いまして、そして、確保に努めていきたいと考えておるところでございます。

○10番（牛島孝之君）

危険と判断されたものの種類及び箇所数の中で、3、グラウンド突起物撤去1、私もある小学校の突起物を申し上げておりますが、まだ撤去されてはおりません。それは当然この数字とは違いますよね。それはこの撤去数の中に入っていますか。今年になってから言いましたけれども、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員御指摘の部分につきましては、大変お待たせいたしましたけれども、業者との打合せを始めたところでございます。行く行く地面の中に蛇口を作るという方向で話を今進めているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

たまさか今までけががなかったからいいですけども、これがけががあつたら大ごとになります。

これは教育長にお聞きします。すぐできないというのは予算的なものですか。いかがですか。予算的なものであれば市長にお願いするしかないけんですね。市長部局ですので。いかがですか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えさせていただきます。

先ほど答弁の中でも申し上げましたように、全て一遍にできるわけじゃありませんので、順序性を持って、危険なところからやっていっていると。そのために必要な予算については要望してまいりたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

私は危険だと思ったから申し上げました。教育委員会に行つてですね、担当に。子どもがひっかかったら本当にけがしますよ。失礼だけれども。けがしてからじゃ遅いんですよ。やっぱりできることは早急にすると。予算がなければ市長にお願いするしかないでしょうもん。ちゃんと予算は余裕があるとは言いませんけれども、やっぱり前倒ししてでもですね、やっぱりそういうのは本当にせんと、ちょっとした事故でもこれは大ごとになりますよ。だから、私はグラウンドに突起物が出ていますよということをちゃんと申し上げました。今言われたように、やっと予算がつきましたのでとか、そういうふうに言われるんですけど、そういうとはすぐにすべきじゃないですか。

市長、いかがでしょうか。今、教育長は予算がつかないとということで言われましたけど、やっぱり子どもがそれにひっかかってけがでもしたら、本当に大ごとになるんですよ。教育

長が言いにくかとは失礼ですけれども、ぜひそういうともすぐにしなさいよと、市長、いかがですか。予算的にはちゃんと自分がするよと、すぐしなさいと、一言お願いします。

○市長（三田村統之君）

大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。そうしなさいというのは、今日は勘弁していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○10番（牛島孝之君）

小学校については特定の小学校しか今行っていませんけれども、ほかの小学校も時間があれば行ってみたいと。小中学校、義務教育学校にもですね。教職員がなかなか言えないこともきっちり言いたいと思っておりますので、教育長、部長、課長、そのときはよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

10番牛島孝之議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会期日程に従い、あした8月31日から議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時32分 散会